徳島大学高等教育研究センター学修支援部門EdTech推進班会議規則

平成31年4月1日

高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則(平成30年度規則第86号)第2 3条第3項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センター学修支援部門EdTech推進 班会議(以下「班会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 班会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) ICTを活用した教育の企画及び提案に関すること。
 - (2) 教員のICTを活用した教育の質向上及び普及に関すること。
 - (3) ICTを活用した学生への教育の支援に関すること。
 - (4) 四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同 実施に関すること。
 - (5) その他 I C T を活用した教育の開発及び支援に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 班会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 班長
 - (2) 専任教員(特任教員を含む。)
 - (3) 兼務教員
 - (4) 学務部教育支援課長
 - (5) その他部門会議が必要と認める者

(議長)

- 第4条 班長は、班会議を招集し、その議長となる。
- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 班会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 (構成員以外の者の出席)
- 第6条 班会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 班会議に、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会について必要な事項は、班会議が別に定める。

(庶務)

第8条 班会議の庶務は、学務部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか, 班会議について必要な事項は, 学修支援部門長が別に 定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。